高取町子育て世帯既存住宅購入補助金のご案内

高取町に定住する意思のある子育て世帯が、
既存の住宅を購入した場合、補助金を交付します。

※子育て世帯＝出生から 18 歳未満の者を同一に含む世帯



○補助の対象となる“既存住宅の購入”について

【 既存住宅 】

- 高取町内に存在し、以前から所有権保存登記が行われている、新築でない中古の住宅
- 面積の全てを自己の居住の用に供する住宅（併用住宅を除く。）
- 土砂災害特別警戒区域内に存在するものを除く。

【 既存住宅の購入 】

既存住宅を購入し、原因が売買の所有権移転登記を終える行為で、以下のいずれかを満たすもの
（１）個人間の所有権移転であるもの
（２）法人から個人への所有権移転で、建築後 10 年を経過して行われたもの

○補助の対象者（次のいずれにも該当）

（１）子育て世帯の世帯員である者
（２）既存住宅の購入を行った者で、既存住宅及び既存住宅の存在する土地の登記名義人
※同一の原因による所有権移転登記で共有名義の場合でも、共有名義人同士が同一世帯に属さないときは不可
（３）既存住宅に入居した日から１年を経過していない者
※住民基本台帳上の住所を既存住宅の所在地に定めた日
（４）５年以上既存住宅に定住する意思のある者
（５）過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと
※世帯員においても同様
（６）子育て世帯の全員に市区町村税の滞納がない者
（７）高取町暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員等でない者
（８）日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

○補助金の額

定額　１００万円



申請手続きの流れ

登記完了・入居開始 → 町へ交付申請 → 町が交付決定 → 町へ補助金を請求 → 町が補助金を交付







交付申請に必要な書類

高取町子育て世帯既存住宅購入補助金交付申請書（様式第１号）　及び　誓約書（様式第２号）

添付書類：住民票謄本（続柄の記載があるもの）

子育て世帯全員の納税証明書または非課税証明書

※申請日の属する年の１月１日現在における住所地での発行

※18 歳未満の者については省略可

既存住宅の位置図

既存住宅の写真

既存住宅及びその存在する土地の登記事項証明書

※履歴事項全部証明書で交付申請日より３か月以内交付



○補助金の返還について

以下の場合、補助金を返還する必要があるため、ご注意ください。

（１）虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）交付決定通知を受けた者が、既存住宅に入居した日から５年を経過することなく、以下を行ったとき。

- 既存住宅の所在地から転居
- 既存住宅を売却
- 既存住宅を貸与

（３）要綱の規定に違反したとき



詳細は高取町子育て世帯既存住宅購入補助要綱を確認してください。

問合せ先：高取町総合政策課　TEL:0744-52-3334